

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び
 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員 の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|----------------------------|---|---------------|---|--|--------------|--------------|------|--------------|-------------|-------------------|---------|-------|
| | | | | | | | | | 公益法人の区 分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 消費者庁における郵便業務(信書の送達) | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 80円 外 | — | | | | | ※単価契約 |
| 消費者庁における一般乗用旅客自動車(タクシー)の供給 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 東京都個人タクシー協同組合 東京都中野区弥生町5-6-6 | 公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、契約相手方の選定を許さない(会計法第29条の3第4項)。 | — | 730円 外 | — | | | | | ※単価契約 |
| 消費者庁における一般乗用旅客自動車(タクシー)の供給 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 東京四社営業委員会 東京都中央区日本橋本町4-15-1 1 | 公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、契約相手方の選定を許さない(会計法第29条の3第4項)。 | — | 730円 外 | — | | | | | ※単価契約 |
| 消費者庁における一般乗用旅客自動車(タクシー)の供給 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋5-13-13 | 公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、契約相手方の選定を許さない(会計法第29条の3第4項)。 | — | 730円 外 | — | | | | | ※単価契約 |
| 消費者庁における一般乗用旅客自動車(タクシー)の供給 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 東京無線協同組合 東京都新宿区百人町2-18-12 | 公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、契約相手方の選定を許さない(会計法第29条の3第4項)。 | — | 730円 外 | — | | | | | ※単価契約 |
| 平成26年度消費者ホットラインの運用支援業務 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 1,000円 外 | — | | | | | ※単価契約 |
| 共同通信ニュースの受信 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 一般社団法人共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1 | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | 10,952,556円 | 10,952,556円 | 100% | | | | | ※単価契約 |
| 時事ゼネラルニュースの受信 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8 | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | 4,393,440円 | 4,393,440円 | 100% | | | | | ※単価契約 |
| CSデジタルサービスの配信 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | スカパーJSAT株式会社 東京都港区赤坂1-14-14 | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | 1,149,552円 | 1,149,552円 | 100% | | | | | ※単価契約 |
| 消費者庁における事務室等の清掃業務の請負 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 三菱地所プロパティマネジメント株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-1 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | 9,145,092円 | 9,145,092円 | 100% | | | | | ※単価契約 |
| 消費者庁における事務室等の賃貸借 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 三菱地所株式会社(代理人:三菱地所プロパティマネジメント株式会社) 東京都千代田区大手町1-6-1(代理人:東京都千代田区丸の内2-5-1) | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | 560,748,000円 | 560,748,000円 | 100% | | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|---|----------------|---|--|------------|-------------|------|----------|---------|---------------|---------|-------|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 消費者庁における自動車駐車場の賃貸借 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 三菱地所株式会社(代理人:三菱地所プロパティマネジメント株式会社) 東京都千代田区大手町1-6-1(代理人:東京都千代田区丸の内2-5-1) | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | 7,257,600円 | 7,257,600円 | 100% | | | | | |
| 平成26年度物価モニター調査 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 株式会社タイム・エージェント 東京都渋谷区円山町6-8 | 一般競争入札において、入札を実施しても落札者となるべき者がいないことから、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2に該当するため。 | — | 34,452,000円 | — | | | | | |
| 携帯電話向けコンテンツ自動変換機能の保守サービス | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区神田神保町1-105 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 1,047,600円 | — | | | | | |
| 消費者庁のネットワークシステムに係る構築及び機器賃貸借・保守等業務(データセンターの賃貸借及びインターネット接続のサービス、ネットワーク回線のサービス及び設計・構築等に係る調達分)(うちデータセンターの賃貸借)(再々リース) | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区神田神保町1-105 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 31,104,000円 | — | | | | | |
| 消費者庁ネットワークシステム端末等機器(追加分)の賃貸借・保守業務(再リース) | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 1,471,176円 | — | | | | | |
| 消費者庁ネットワークシステムに係る構築及び機器賃貸借・保守等業務(LAN機器)(再々リース契約) | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 東京センチュリーリース株式会社 東京都千代田区神田練堀町3 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 49,314,960円 | — | | | | | |
| 消費者庁ネットワークシステム端末機器(追加分)の賃貸借 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | テクノレント株式会社 東京都品川区勝島1-5-21 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 1,296,000円 | — | | | | | |
| 平成24年度調達複写機(高速機)の平成26年度保守業務 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3-1-1 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 0.4円外 | — | | | | | ※単価契約 |
| 平成24年度調達複写機(超高速機)の平成26年度保守業務 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3-1-1 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 0.55円外 | — | | | | | ※単価契約 |
| 新聞の購入(平成26年度) | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月1日 | 丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10 | 当該調達は独占的なものであり、競争できないものであることから、会計法第29条の3第4項等に該当するため。 | — | 4,037円外 | — | | | | | ※単価契約 |
| 「東北未来がんばっぺ大使」被災地訪問に関する運営業務 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 4月22日 | 株式会社OFFICE Megu 東京都港区元麻布3-1-35 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 2,980,800円 | — | | | | | |
| 食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 5月22日 | 独立行政法人国立病院機構相模原病院 神奈川県相模原市南区桜台18-1 | 公募を行った結果、業務の履行可能な者は当該業者のみであるとして、他に履行可能な者の申し出がなかったため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 4,953,960円 | — | | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|----------------|--|--|------|--------------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 消費者庁ネットワークシステム撤去等作業 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 7月4日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 12,896,255円 | — | | | | | |
| 栄養機能食品の対象成分の追加及び栄養素等表示基準値の改定等に係る検討事業 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成26年 7月18日 | 株式会社インテージリサーチ 東京都東久留米市本町1-4-1 | 一般競争入札において、入札を実施しても落札者となるべき者がいないことから、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2に該当するため。 | — | 5,778,000円 | — | | | | | |
| 大消費地において開催する「いわゆる健康食品」に関するリスクコミュニケーションの運営業務 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 1月15日 | 株式会社島津アドコム 京都府京都市中京区西ノ京徳大寺町1 | 一般競争入札において、入札を実施しても落札者となるべき者がいないことから、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2に該当するため。 | — | 5,022,000円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 41,445,000円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | 西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町3-15 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 46,440,000円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 260,056,332円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | 株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 41,850,000円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿2-3-2 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 17,820,000円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | ソフトバンクテレコム株式会社 東京都港区東新橋1-9-1 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 15,133,478円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | ソフトバンクモバイル株式会社 東京都港区東新橋1-9-1 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 1,556,375円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | 株式会社ジュピターテレコム 東京都千代田区丸の内1-8-1 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 10,638,000円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区九段南2-3-1 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 3,144,960円 | — | | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|------------------------------------|---|----------------|---|--|------|-------------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | 株式会社ケイ・オプティコム 大阪府大阪市北区中之島3-3-23 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 4,312,440円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | 中部テレコミュニケーション株式会社 愛知県名古屋市中区栄2-2-5 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 3,240,000円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 広島市中区大手町2丁目11番10号 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 5,702,400円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | 株式会社STNet 香川県高松市春日町1735番地3 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 1,620,000円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | 九州通信ネットワーク株式会社 福岡県福岡市中央区天神1-12-20 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 6,609,600円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | アルテリア・ネットワークス株式会社 東京都港区芝浦4-2-8 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 2,700,000円 | — | | | | | |
| 1XY番号から消費者ホットラインへの接続に係るシステム開発等一式 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月12日 | ワイモバイル株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番2号 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 1,111,860円 | — | | | | | |
| 平成26年度 機微度の高い情報の管理に係るファイル共有システムの導入 | 支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 長谷川秀司 東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成27年 3月17日 | 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。 | — | 12,496,680円 | — | | | | | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。